

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

日本有数のりんご産地を守り育むまちづくり計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

青森県、弘前市

3 地域再生計画の区域

青森県弘前市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

弘前市は青森県の南西部、津軽平野の南部に位置し、面積は523.60km²で青森県全体の5.5%を占める。東に奥羽山脈の八甲田連峰を望み、西に「津軽富士」と呼ばれる青森県最高峰の霊峰岩木山を有し、南には、秋田県にまたがり世界自然遺産に登録されている白神山地が連なり、山々に抱かれた平野部においては、白神山地に源を発し、やがては十三湖を経て日本海へ注ぐ県内最大流域面積の一級河川岩木川が、約30kmにおよび緩やかに北流しており、この岩木川には平川、浅瀬石川が合流し、その肥沃で広大な津軽平野では県内屈指の穀倉地帯を形成している。また、平野周辺部での小高い丘陵地域には、青森県の基幹農産物であるりんごの約4割を生産する樹園地が85.44km²にわたり広がっている。

本地域の農業は、米とりんごを二大作物とする生産性の高い土地利用型農業を主体としている。米については、県内有数の上位単収地域、良質米生産地域としての地位を確保しており、りんごについては、果実粗生産額で全国1位となるなど、米とりんごに著しく特化した経営となっている。

弘前市の総人口は、平成7年（1995年）の194,485人をピークに年々減少が続き、平成27年（2015年）では177,312人となっているが、減少率は農村部の方が高く、過疎化・高齢化の進行が加速しつつある。これにより、耕作放棄地の増加が懸念されることに加え、集落においては商業施設や医療施設の消滅により集落機能の喪失が懸念されることから、生産基盤整備や担い手の確保、商品開発等による生産性の向上が求められているほか、都市部と農村部の道路網の整備によって高齢者が安心して暮らせる地域づくりが重要課題になっている。

4-2 地域の課題

当地域には、地域の農産物の物流と生活道路として、平成18年に合併した旧三市町村を結ぶ通称「アップルロード」と呼ばれる弘前南部広域農道と、岩木山北麓に広がるりんご園等を受益地とする通称「やまなみロード」と呼ばれる津軽中部広域農道があり、主要市場や首都圏へのりんご等の移送の要となっている。

しかし、昭和50年代に建設された弘前南部広域農道は、急勾配、急カーブが複数箇所あり、加えて現在は国道7号に接続されたことで広域環状道路として交通量の増加が著しく、冬期間のスリップによる交通障害や交通事故が多発しており、これらの改善が課題となっているとともに広域農道の老朽化が進んでいることから、安全・安心なまちづくりの観点から対策が必要となっている。

一方、昭和55年から平成14年にかけて建設された津軽中部広域農道は、近年、弘前環状道路のバイパスが国道7号から本路線に接続されたことで大型トラックの交通量が増加し、路面に深いわだち掘れやひび割れが多く見られるとともに、安全施設の破損も確認されており、りんごをはじめとする農産物の輸送や通作に著しく支障をきたしていることからこれらの改善が課題となっている。

また、これら広域農道と交差する市道は、集落とりんご園地を結ぶ通作道路や、観光拠点施設を結ぶアクセス道路となっているが、幅員が狭く未整備であったり、路面のひび割れが多く見られるなど老朽化が進んでいることから対策が必要となっている。

4-3 計画の目標

弘前市は、生まれた子供が成人するまでの20年という長期的な地域づくりを目標に掲げ、農業分野では高い競争力を持った地域産業の育成を図ることとしている。

このため、地域の主要農産物であるりんごについては、「日本一の生産量」の確保のための生産力強化と販売力強化に取り組むこととし、りんご以外の農産物については経営の安定と収入源の多角化を図ることとしている。

そこで、地方創生道整備推進交付金により、広域農道と市道を一体的に整備し、国道7号や市街地を結ぶ放射道路と連結した道路ネットワークを早急に構築することで、通作の利便性の向上が図られるとともに、農作物や加工品の流通の迅速化・効率化により地域産業の振興が促進される。

また、生活環境においては、市役所庁舎や弘前大学医学部附属病院等の公共機関、弘前駅、大型商業施設へのアクセス改善が図られる。

さらに、老朽化した広域農道の機能保全により交通事故や交通障害の防止等が図られるとともに、岩木・相馬地区の温泉施設、霊峰「岩木山」・世界自然遺産「白神山地」などを結ぶ周遊観光ルートのアクセスが改善することで観光客数の増加も期待できる。

以上により、りんご産地の道路網の整備により地域経済の活性化及び生活環境の改善等を行い、「日本有数のりんご産地を守り育むまち」づくりを目指すものである。

- (目標 1) りんごの販売額
38,130 百万円 (平成 25 年産) → 38,130 百万円 (令和 4 年産)
- (目標 2) 新規就農者数 (累計)
52 人 (平成 26 年度) → 100 人 (令和 4 年度)
- (目標 3) 岩木山観光等の推進 (岩木・相馬地区観光入込客数の増加)
1,402 千人 (平成 25 年度) → 1,540 千人 (令和 4 年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

通称アップルロードと呼ばれる弘前南部広域農道、通称やまなみロードと呼ばれる津軽中部広域農道は、主要市場や首都圏へのりんご等の移送の要となっているものの、これら整備済の広域農道は交通量の増大等により老朽化が進んでいることから、道路ネットワーク機能の低下による地域再生への影響が懸念される。

また、これら広域農道と交差する市道についても、幅員が狭く未整備であったり、整備済でも路面のひび割れが多く見られるなど老朽化が進んでおり、通作等に支障を来していることから対策が必要となっている。

そこで、地方創生道整備推進交付金で広域農道の保全対策と当該農道と交差する市道を一体的に整備することにより効率的な道路ネットワークが構築されることから、営農の利便性向上、農産物等の物流効率化並びに医療機関等へのアクセス改善を図る。

また、道の整備事業により一体的に整備することで、市内の観光施設である弘前公園やりんご公園、岩木・相馬地区の温泉施設、霊峰「岩木山」・世界自然遺産「白神山地」などを結ぶ周遊観光ルートのアクセス向上を図る。

さらに、関連事業等により、地域の農業を振興し耕作放棄地を解消するため、農地の集積支援や耕作放棄地の対策事業に取り組むほか、化学肥料や農薬使用による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型）を目指すとともに、新規就農対策による担い手確保のための農業インターンシップ実施や、農業の6次産業化と地域ブランドを確立することにより、地域の活性化を図る。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市道 道路法に規定する市道に認定済。()内は認定年月日
 - ・市道小沢大開3号線 (昭和60年10月9日)
 - ・市道茶臼線 (昭和60年3月16日)
 - ・市道湯口羽根山線 (昭和60年3月16日)
 - ・市道大森三和線 (昭和59年10月1日)
 - ・市道高杉尾上山3号線 (昭和59年10月1日)

- ・ 広域農道（保全対策）
 - ・ 弘前南部広域農道
 - ・ 津軽中部広域農道

[施設の種類] [事業主体]

- ・ 市 道 弘前市
- ・ 広域農道 青森県

[事業区域]

- ・ 弘前市

[事業期間]

- ・ 市 道 平成 28 年度～令和 2 年度
- ・ 広域農道 平成 28 年度～令和 4 年度

[整備量及び事業費]

- ・ 市道 5.0 k m、広域農道の保全対策 2 路線 17.7 k m
- ・ 総事業費 3,952,000 千円（うち交付金 1,976,000 千円）
 - 市 道 352,000 千円（うち交付金 176,000 千円）
 - 広域農道 3,600,000 千円（うち交付金 1,800,000 千円）
 - うち広域農道の保全対策 3,600,000 千円（うち交付金 1,800,000 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(年度)	基準年 (H27)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
指標 1 拠点施設等までのアクセス改善								
大鰐弘前インターから旧相馬地区	30分	30分	30分	30分	30分	30分	30分	25分
三和地区から市役所	35分	35分	35分	35分	35分	35分	35分	30分
J A つがる河東りんご貯蔵施設から弘前中央青果市場	40分	40分	40分	40分	40分	40分	40分	30分
J A つがる弘前十腰内冷蔵庫から弘前中央青果市場	40分	40分	40分	40分	40分	40分	40分	30分
指標 2 広域農道老朽化対策の推進								
老朽化対策推進率	31%	37%	48%	60%	68%	83%	72%	82%

毎年度終了後に弘前市の職員が必要な走行実測調査等を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

市道及び広域農道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、農産物や加工品の流通改善等による農業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の

整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「日本有数のりんご産地を守り育むまちづくり計画」を達成するため、平成26年度に策定（平成28年3月改訂）した「弘前市経営計画」に基づき、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 地域医療基盤の充実と小児の二次救急医療受診の安定

内 容 「津軽地域保健医療圏自治体病院機能再編成推進協議会運営事業」や「弘前市小児救急輪番制病院運営費補助事業」により、地域医療基盤の充実と小児の二次救急医療受診の安定により、市民生活の安全を図る。

実施主体 津軽地域圏域構成市町村、弘前市

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(2) 耕作放棄地対策事業や環境保全型農業直接支援対策事業の推進

内 容 「耕作放棄地対策事業」や「環境保全型農業直接支援対策事業」を推進し、地域ぐるみによる耕作放棄地の防止を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した持続可能（環境保全型）な農業により、地球温暖化防止や生物多様性の保存を目指す（農林水産省支援事業）。

実施主体 弘前市

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(3) 地域資源の活用と観光客の誘客による地域活性化

内 容 「元気いっぱいIWAKI・SOMA活性化事業」や「岩木・相馬地区温泉活用事業」により、地区にある豊富な地域資源を活用することにより観光客を誘客し、地域の活性化を図る。

実施主体 弘前市

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(4) 農産物のブランド化・6次産業化の推進

内 容 「弘前地域ブランド推進事業」や「6次産業化支援事業」により、農産物・加工品の付加価値向上に取り組み、地域ブランドの確立による競争力の向上と収益の性の改善による経営環境の改善を図る。

実施主体 弘前市

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(5) 農業の担い手の育成・確保対策

内 容 「ひろさき農業インターンシップ事業」や「担い手育成事業」により、農業の担い手として大学生や県外から移住者の定住と、農業後継者や農業女性で組織する団体を支援し、農業の担い手の育成・確保を図る。

実施主体 弘前市

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(6) 農道保全対策

内 容 「農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（通作条件整備））」により、道路線形修正にあわせて橋梁部及びその前後取付部の整備を行い、交通の安全と本地域の農業経営の安定化を図る。

実施主体 青森県

実施期間 令和2年4月～令和6年3月

6 計画期間

平成28年度～令和4年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に青森県及び弘前市が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、弘前市の毎年の公表データ等を用い、中間評価、事後評価の際には、走行による計測調査から所要時時間の集計を行うこと等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成26年度 (基準年度)	平成30年度 (中間年度)	令和4年度 (最終目標)
目標1 りんごの販売額	(平成25年産) 38,130百万円	38,130百万円	38,130百万円
目標2 新規就農者数(累計)	52人	80人	100人
目標3 岩木・相馬地区観光入込客数の増加	(平成25年度) 1,402千人	1,500千人	1,540千人

(指標とする数値の収集方法)

項 目	収集方法
りんごの販売額	弘前市の毎年の公表データより
新規就農者数（累計）	弘前市の毎年の公表データより
岩木・相馬地区観光入込客数の増加	青森県観光入込客統計より

・ 目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（青森県、弘前市のホームページ）を利用して公表する。